

社会資本整備審議会建築分科会(第 47 回)に関わる意見

常葉大学名誉教授 重川 希志依

資料 4-1 のスライド #4「建築分野における中長期的なビジョンの必要性」において、経済社会情勢の変化の一つに災害の激甚化・頻発化があげられている。また残された課題の一つに持続可能な市街地の実現があげられている。防災を専門分野としており、この点について考えを述べさせていただく。

資料で提示されているとおり、地震や大型台風、豪雨災害などが多発・激甚化しており、犠牲者の発生に加え多くの建築物が大きな被害を受けている。災害に伴う建築物被害や建物内での犠牲者を防ぐためには、建築物のみの安全性向上を図ることだけでは限界がある。

津波・土砂災害・外水被害をはじめ、建物利用者の生命や建築物をこれらの災害から守るためには、その建物の立地場所が有する災害に対する潜在的危険性を考慮する必要がある。現在、土地の災害リスクを考慮した建築物の安全性確保を目的として、土砂災害防止法(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)で土砂災害特別警戒区域では特定の開発行為の制限や建築物の構造規制が、津波防災地域づくりに関する法律で津波災害特別警戒区域で特定開発行為や建築の制限(弱者等利用施設で命を守れる建物構造)を行うことが可能となっている。しかし特別警戒区域の指定は容易ではなく、また対象が限定的であるなどの課題も残されている。

自然災害と共生してきたわが国では、自助で生命・財産を守る努力がなされてきた。例えば水害常襲地域である三重県桑名市長島町などでは、個人で住宅敷地のかさ上げを行い家を建てる例が見られる。豪雪地帯では建物 1 階は居住スペースとして利用しないなど、災害を前提に自助で安全な住まいと暮らしを得る工夫がなされてきた。

東日本大震災を一つの契機として、ハザードマップの作成・公表が進んできたが、避難場所の確認や避難経路の設定など、主として「避難すること」を考える際に活用されていることが多い。地震を前提とした住宅の耐震化を進めることは極めて重要であるが、耐震化促進のみで地震災害から建物を守ることには限界があり、津波・液状化・地盤災害など他の被害要素と組み合わせていくことが必須と考える。

住宅などの個人財産に法的制限をかけることは非常に難しいが、ハザードマップなどのリスク情報を、個人レベルで土地利用に活用することの積極的な促進が、災害の激甚化・頻発化を前提とした持続可能な市街地の実現をもたらす一つの重要な要素と考えている。